

幼児教育・保育の無償化の概要

対象等

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園を利用する3歳以上の子ども
⇒ すべての子どもの保育料を無償化
※ 新制度未移行幼稚園（私学助成対象）も月額 25,700 円まで無償化
- ・ 保育所、認定こども園を利用する3歳未満の子ども
⇒ 市民税非課税世帯を対象に無償化
- ・ 幼稚園の預かり保育を利用する子ども（満3歳以上）【保育の必要性の認定が必要】
⇒ 月額 11,300 円を上限に利用料無償化
（保育所部分の無償化上限額 37,000 円－幼稚園部分の無償化上限額 25,700 円）
※ 市民税非課税世帯の満3歳に達した日以降最初の3月31日までの子どもは月額 16,300 円が上限
- ・ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用する子ども【保育の必要性の認定が必要】
⇒ 3歳以上：月額 37,000 円を上限に無償化
3歳未満：月額 42,000 円を上限に無償化 ※ 市民税非課税世帯が対象

無償化に係る費用負担

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

※ 無償化により新たに生ずる地方負担分は、今年度に限り、国が全額負担
（子ども・子育て支援臨時交付金）

無償化の対象とならない費用（実費徴収）

- ・ 通園送迎費や行事費など、現に保護者から実費で徴収している費用は無償化の対象外。
- ・ 幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子どもの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収（現物持参含む）。
※ 市立保育所の副食費として、児童一人につき月額 4,500 円を徴収。
- ・ （新制度未移行幼稚園以外の）保育所・幼稚園・認定こども園においては、公定価格内で副食費の免除を継続（生活保護世帯やひとり親世帯等）。併せて、免除対象者を拡充（年収 360 万円未満相当の世帯・第3子以降の子ども … 公定価格（給付単価）に拡充分を上乗せ）。
※ 新制度未移行幼稚園における副食費免除分は、「実費徴収に係る補足給付事業」により補助（負担割合：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3）。
※ 保育所等の0歳から2歳までの子どもの食材料費については、従来どおり実費徴収しない。